

川俣町職員の福利厚生事業の公表について

川俣町では、職員の福利厚生を図るため、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。そのうち、「川俣町職員親和会」に対して、人間ドック等への助成を行っています。

平成 28 年度の公費負担状況は以下のとおりです。

互助会等に対する公費負担状況について

年度	互助会等に対する公費負担額 (人間ドック等) (単位：千円)	【A】のうち 互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 (単位：千円)	会員掛金総額 (単位：千円)	互助会会員数 (単位：人)	互助会等二重加入により控除する会員数 (単位：人)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務費を含まない) (単位：円)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務費を含む) (単位：円)	公費負担率 (事務費を含まない) (単位：%)	公費負担率 (事務費を含む) (単位：%)
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	(A-B)/(D-E)	(A)/(D-E)	(A-B)/(A-B+C)	(A)/(A+C)
平成 28 年度 決算	391	0	3,909	142	0	2,754	2,754	9.1	9.1

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務事務次官通知）において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」、「人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。」とされています。